

入札説明書

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）におけるDMA Tカー（ドクターカー）の物品調達に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和元年6月14日（金）

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 DMA Tカー（ドクターカー）
- (2) 数 量 1台
- (3) 納品場所 堺市立総合医療センター 救急ロータリー
- (4) 納品期限 令和2年3月31日
- (5) 契約担当部署 法人本部 法人事務部 財務運営室
- (6) 本業務については、入札の無効要件に該当しない者のうち、入札金額が予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 入札参加資格に関する事項

入札参加資格は以下の条件すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 規程第3条及び法人規程実施細則（平成24年制定。以下「実施細則」という。）第2条の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 国税及び地方税の未納がない者
- (4) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者
- (5) 当該案件の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）。
- (6) 組合については、その構成員が当該案件に入札参加の申込みをしていないこと。
- (7) 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。
- (8) 仕様書に基づき信義に従い誠実に履行できること。

4 入札説明書等（入札関係書類を含む）の交付方法等

- (1) 交付方法
入札説明書等（入札関係書類含む。）は、法人ホームページからダウンロードすること。
法人ホームページURL：<http://www.sakai-city-hospital.jp/>
※ 窓口での交付は行わない。
- (2) 交付期間
公告日から令和元年6月25日（火）午後5時まで

5 本入札に係る質疑及び回答

- (1) 本入札に関する質疑がある場合は、令和元年6月26日(水)午後5時までに、次の質疑先に「入札に関する質疑書」【様式2】を電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任においておこなうこと。
(質疑先)
法人本部 法人事務部 財務運営室
E-mail: zaimu@sakai-hospital.jp
- (2) 前項の質疑に対する回答は、令和元年7月2日(火)に法人のホームページにおいて公表する。

6 入札参加手続きに関する事項

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格審査の申請
申請書類を、別紙「入札参加資格申請書兼誓約書郵送用封筒の宛名書き(参考)【別紙①】」を参照し、一般書留又は簡易書留により郵送すること。また、申請担当者やメールアドレスの確認のため、別紙「申請担当者連絡先【別紙②】」を後記18に記載のEメールアドレスに送信すること。
- (2) 申請書類
- ① 入札参加資格審査申請書兼誓約書(以下「申請書」という。)【様式1】
 - ② 法人にあっては登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)若しくは登記簿謄本の原本又は写し(発行後3か月以内のものに限る。)、個人にあっては入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ないことを証する誓約書
 - ③ 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書(発行後3か月以内のものに限る。)の原本
 - ④ 国税及び地方税の納税証明書の原本又は写し(法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税等について未納税額がないことを証明するもの、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税等について未納税額がないことを証明するものであって、審査基準日以後に発行されたものに限る。)
 - ⑤ 返信用封筒(返信先「様」「御中」を付記し、82円分の切手を貼付した長形3号)
(入札参加資格の審査結果の通知用)

※写しを提出する場合は、原本と相違ないことを証する記載(原本証明)をすること。

- (3) 入札参加資格審査申請締切日
令和元年7月4日(木)必着
- (4) 申請の取下げは認められないため、十分検討の上、申請を行うこと。
- (5) 申請に要する費用は申請者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わないものとする。
(後記7の(2)を除く。)
- (6) 申請書類に虚偽の記載があれば、本契約の入札参加を認めないものとする。

7 申請の無効について

- (1) 次のいずれかに該当する申請は無効とする。
- ア 申請書類が、一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で法人契約担当部署に届けられたとき
 - イ 消印が押印されていなかったとき又は申請書類が申請締切日より後に法人契約担当部署に届いたとき
 - ウ 本契約について同一業者から複数の申請があったとき
 - エ 申請者の特定ができなかったとき
- (2) 無効となった申請書類については、申請者が特定できた場合に限り返却するものとし、返却を求める場合は、社員証等会社との雇用関係が分かるもの及び認め印を持参の上、法人契約担当部署まで申し出ること。

8 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和元年7月10日(水)に申請者に対して、電子メールと郵便により通知する。
- (2) 入札参加資格審査申請の申請書類により審査を行った結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、認定の通知を行う。
- (3) 次のいずれかに該当し、入札参加資格を認めなかった（以下「不認定」という。）申請者には、その旨の理由を付して不認定通知を行うものとする。
 - ア 前記3の入札参加資格を満たさない者
 - イ 申請書類について不足があった場合
 - ウ その他申請書類等に必要事項が正しく記入されていなかった場合
- (4) 認定通知日から入札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、当該認定を取り消すものとする。
- (5) 審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札は中止する。

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和元年7月17日(水) 午前10時00分
- (2) 場所
堺市立総合医療センター 4階 会議室1
- (3) 提出書類
 - ア 入札書（入札日当日に配布する。）
 - イ 委任状（代理人を立てる場合のみ提出すること。）
 - ウ 入札参加資格確認結果通知書
- (4) その他
郵送又は電送による入札は認めない。

10 入札方法及び落札者の決定方法等

- (1) 入札を行う回数は、初回入札を含め2回までとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定については、入札の無効要件に該当しない者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 最低金額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 2回の入札において、落札者が決定しないときは規程第21条第1項第13号に基づき、最低価格での入札を行った者と随意契約交渉を行う。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札日時までに、入札者が入札場所に到着しないとき
- イ 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき
- ウ 入札書に記名押印がないとき
- エ 入札金額を改ざん又は訂正したとき
- オ 1件の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- カ 委任状のない代理人による入札を行ったとき
- キ 数人が共同して入札を行ったとき
- ク 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- ケ 入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき
- コ その他、入札に関する条件に違反したとき

12 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札執行日時までは、入札を辞退することができる。
- (2) 本契約の入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いを行わないものとする。

13 入札の中止等

前記8の(5)の場合のほか、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し又は入札期日を延期するものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から8日以内に記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前記8の(4)に該当した場合、あるいは申請書類に虚偽が見つかった場合は、契約を締結しないものとする。

15 契約保証金に関する事項

落札者は、法人との契約の締結前に、契約保証金を納付しなければならない。保証金額は契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、規程第28条に該当する場合は、免除する場合がある。

16 違約金に関する事項

落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

17 その他

- (1) 第三者から申請者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該申請者の入札参加資格に関する調査を再度実施することができるものとする。
- (2) 入札参加者は、入札に関連する書類を熟読し、関係法令並びに規程、実施細則を遵守しなければならない。

18 問合せ先

法人本部 法人事務部 財務運営室

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号

電話： 072-272-9966 FAX： 072-272-9911

E-mail： zaimu@sakai-hospital.jp